

南海電気鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（４回目）

1. 日 時

令和4年11月29日（火） 10：30～11：25

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 久保、有賀、本間、宮田、佐藤

4. 議事概要

- 鉄道局より、南海電気鉄道株式会社（以下「南海電鉄」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に関し、パブリックコメントの結果及び第3回の審議における委員から質問があった事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 高野線と南海線の収支構造の違いはヤードスティックにおける適正コストにも影響するか。
 - ② 高野線は効率的な運営を行っているように思われるが、このような運営が可能な線区は他事業者にも多くないということか。
等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① ヤードスティック制度では路線単位ではなく事業者単位で原価が算定されるので、両線を合わせた形で影響していくことになる。ただし南海線（空港線）で発生している線路使用料については同制度ではその影響を除外した形で算出される。
 - ② 高野線でも基本的に片方向の輸送となっており、本当の意味で効率の良い輸送というと、双方向の輸送を行っているような、一部の限られた路線になるのではないか。

等の回答があった。

- 事案処理職員から、令和4年11月1日の第1回審議において、本件に係る公聴会を開催することを職権で決定していたものの、当該決定を踏まえて公述の申出を受け付けた結果、申請者を除き、公述の申出がなかった旨の説明を聴取した。
- これを踏まえて委員間相互で討議を行った結果、公聴会の開催を取り消すとともに、その代替措置として、南海電鉄からの意見聴取を実施することを決定した。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。